

調査の概要及び利用上の注意

1 調査の概要

(1) 調査の目的

我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的としています。

(2) 調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施されています。

(3) 調査の期日

平成26年工業統計調査は、平成26年12月31日現在で実施しました。

(4) 調査の範囲

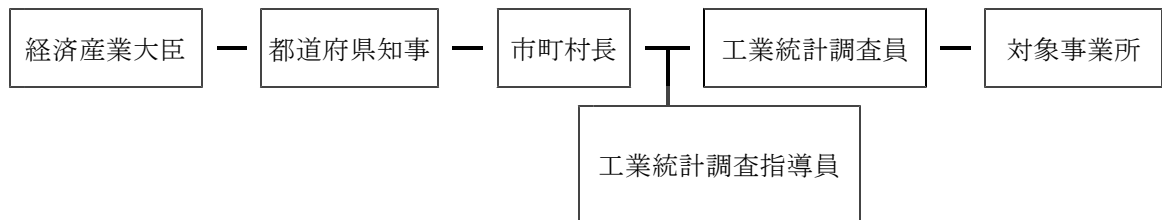
日本標準産業分類に掲げる「大分類Eー製造業」に属する事業所(国に属する事業所、製造加工を行っていない本社等を除く)で、従業者数4人以上の事業所について調査しました。

なお、休業中、操業準備中または操業開始後未出荷の事業所については調査の対象となっておりますが、集計には含まれていません。

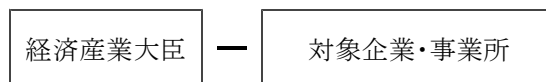
(5) 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者4人以上29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用いた、報告者の自計式調査となっています。調査の方法には調査員調査と国担当調査があります。

○調査員調査……調査員が直接対象事業所を訪問し、調査票の配布・回収を行う。



○国担当調査……国(経済産業省)が郵送により対象企業・事業所へ調査票の配布・回収を行う。



(6) 調査項目

別掲「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」のとおり。

2 利用上の注意

(1) この調査報告は、平成26年工業統計調査の沖縄県分を本県が独自に集計し、速報値として公表するものです。したがって、国の公表値及び県の確報値とは相違することがあります。

(2) 用語の説明

① 事業所数

平成26年12月31日現在の数です。一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

② 従業者数

平成26年12月31日現在の、常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数の合計数です。なお、臨時雇用者(1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者)は含まれません。

③ 現金給与総額

平成26年1月から12月までの1年間に常用労働者のうち雇用者に支給された、基本給、諸手当、期末賞与等の特別に支払われた給与及びその他の給与額等※の合計です。

※その他の給与額等とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額等をいいます。

④ 原材料使用額等

平成26年1月から12月までの1年間における、原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計で、消費税額を含む額です。

⑤ 製造品出荷額等

平成26年1月から12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計で、消費税等内国消費税額を含む額です。

⑥ 粗付加価値額

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 原材料使用額等 - (内国消費税額 + 推計消費税額)

(3) 工業統計用産業分類および表、グラフなどに用いる産業名の略称は「別表1」のとおりです。

(4) この調査報告書中の地区の区分は「別表2」のとおりです。

(5) 記号の用法

[－]……………該当数値なし

[△]……………マイナスの数値

[0]、[0.0]……四捨五入による単位未満

[X]……………事業所数が1又は2の場合は、数値をそのまま掲げると事業所個々の情報が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所です。また、事業所数が3以上の場合であっても、前後の関係から事業所数が1又は2の個々の数値が判明するおそれがある箇所も秘匿しています。

(6) その他

① 統計表中の前年比、構成比等については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の積上げと合計が一致しないことがあります。

② 平成23年の数値は「平成24年経済センサス-活動調査」の調査結果のうち、工業統計調査との時系列比較を可能とするため、以下の全てに該当する事業所について集計したものです。

- ・従業者4人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

※なお、平成23年の数値は、「平成24年経済センサス-活動調査」の調査時点が2月1日現在であることなど、厳密には工業統計調査の数値と連結しない部分があります。数値の解釈に当たっては御留意ください。

「別表1 工業統計用産業分類(中分類)および略称一覧表」

分類番号	名 称	略 称
09	食料品製造業	食 料 品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11	繊維工業	繊 維
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木 材
13	家具・装備品製造業	家 具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印 刷
16	化学工業	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業	石油製品
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄 鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄金属
24	金属製品製造業	金属製品
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産用機械
27	業務用機械器具製造業	業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報通信
31	輸送用機械器具製造業	輸送機械
32	その他の製造業	そ の 他

「別表2 地区の区分」

地区名	市 町 村 名
北 部	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村 宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中 部	宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町 北中城村、中城村、西原町
那 覇	那覇市
南 部	糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、渡嘉敷村 座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町 八重瀬町
宮 古	宮古島市、多良間村
八重山	石垣市、竹富町、与那国町

問い合わせ先:

沖縄県企画部統計課商工統計班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098-866-2050